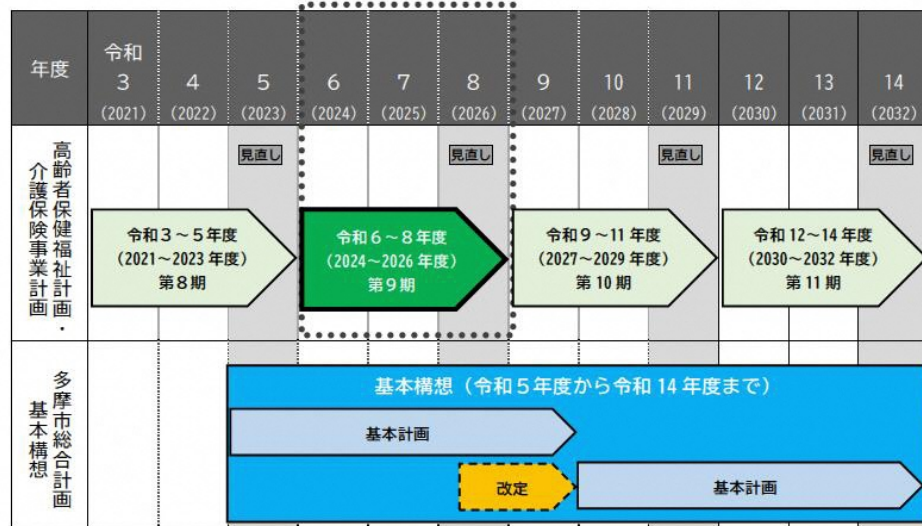


計画の策定について（第1部）

●計画の内容● 素案 P4

「第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の取組みを進めるなか、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた災害や感染症対策に係る体制整備等についても施策を検討し、令和●年●月策定の「第6次多摩市総合計画」をベースに地域共生社会の実現を見据え、保健、医療、福祉及び居住等、各分野の連携を図る総合的な計画内容とします。



●計画期間● 素案 P5

介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

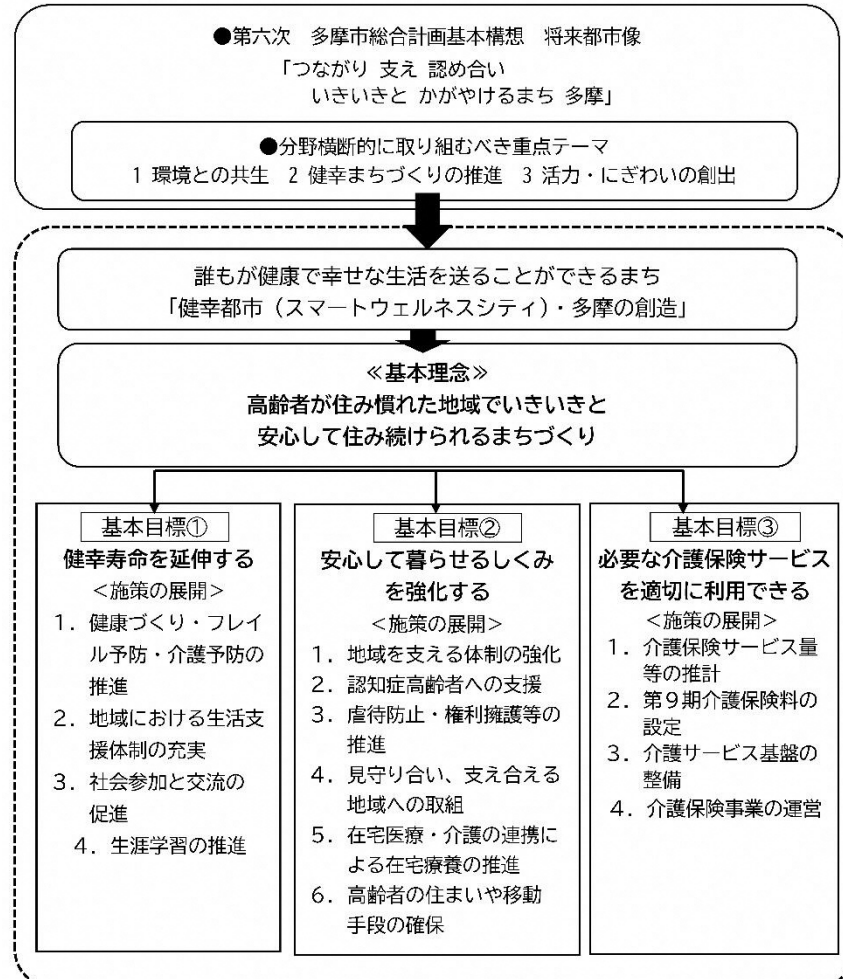
計画の基本的な考え方（第3部）

●「健幸の実現」に向けた健幸まちづくりの推進 素案 P65

誰もが自分らしくいきいきと暮らすまちを目指して、多様な主体と協働・連携しながら、まちぐるみで健幸まちづくりを進めていきます。

●基本理念・基本目標● 素案 P65

第9期計画では第5期（平成22年度策定）計画より目指してきた、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を設定します。



高齢者等の将来推計について（第2部）

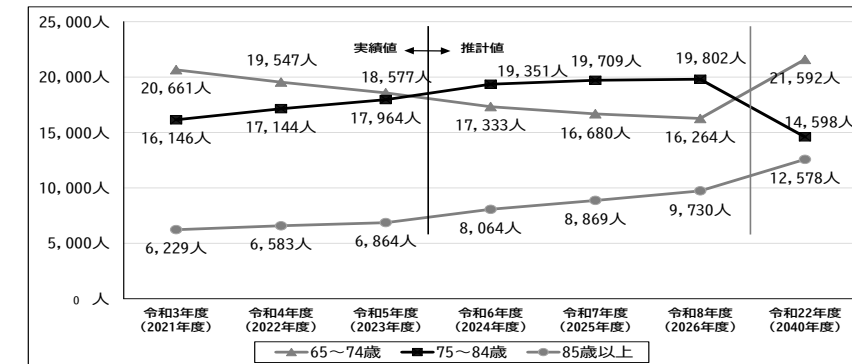
●多摩市の人口推計・高齢化及び要介護・要支援認定者の推移● 素案 P19～20

図表 多摩市の人口推移・推計

		第8期			第9期			(参考)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2020年度)	令和22年度 (2040年度)	
総人口	(人)	147,528	148,210	147,904	147,140	147,054	146,926	145,890	127,068	
総世帯数	(世帯)	73,460	74,531	75,025	75,990	76,433	76,930	78,302		
1世帯当たり人数	(人/世帯)	2.01	1.99	1.97	1.94	1.92	1.91	1.86		
年少人口	0～14歳	16,343 (11.1%)	16,033 (10.8%)	15,702 (10.6%)	15,267 (10.4%)	14,888 (10.1%)	14,607 (9.9%)	13,442 (9.2%)	12,524 (9.9%)	
生産年齢人口	15～64歳	88,149 (59.8%)	88,903 (60.0%)	88,797 (60.0%)	87,125 (59.2%)	86,908 (59.1%)	86,523 (58.9%)	84,025 (57.6%)	65,776 (51.8%)	
老年人口	前期	65～74歳	20,661 (14.0%)	19,547 (13.2%)	18,577 (12.6%)	17,333 (11.8%)	16,680 (11.3%)	16,264 (11.1%)	16,712 (11.5%)	21,592 (17.0%)
	後期	75～84歳	16,146 (10.9%)	17,144 (11.6%)	17,964 (12.1%)	19,351 (13.2%)	19,709 (13.4%)	19,802 (13.5%)	18,996 (13.0%)	14,598 (11.5%)
	高齢者	85歳以上	6,229 (4.2%)	6,583 (4.4%)	6,864 (4.6%)	8,064 (5.5%)	8,869 (6.0%)	9,730 (6.6%)	12,716 (8.7%)	12,578 (9.9%)
	65歳以上	43,036 (29.2%)	43,274 (29.2%)	43,405 (29.3%)	44,748 (30.4%)	45,258 (30.8%)	45,796 (31.2%)	48,424 (33.2%)	48,768 (38.4%)	

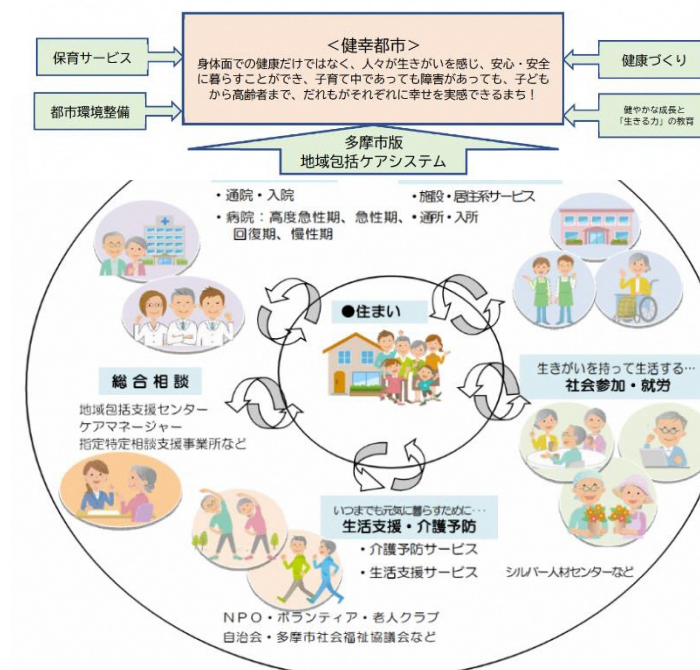
※令和3～令和5年度は住民基本台帳、ただし、各年度の数値は翌年の1月1日人口値（例：令和3年度（2020年度）→令和4年1月1日、外国人登録を含む）  
以降は多摩市将来人口推計。令和22年度は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023年）推計）」（公表値）

図表 老年人口の年齢3区分の推移



多摩市版地域包括ケアシステムの深化・推進 素案 P64

第8期計画で深化・推進を行ってきた「多摩市版地域包括ケアシステム」の取組は、高齢者支援だけでなく、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、引きこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般も対象とし、支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制を構築することで、「地域共生社会」の実現を目指しています。令和6年度から、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する「重層的支援体制整備事業」の実施を通じ、多摩市版地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。



第1章 基本目標① 健幸寿命を延伸する

1. 健康づくり・フレイル予防・介護予防の推進	(1)健康づくりの推進 (2)フレイル予防・介護予防活動の普及・啓発 ★(3)地域における介護予防活動のさらなる推進
2. 地域における生活支援体制の充実	(1)介護予防・生活支援サービス事業の充実 ★(2)日常生活を支援する体制の整備
3. 社会参加と交流の促進	(1)高齢者による主体的な活動の促進 (2)世代間交流の促進 (3)就労による社会参加の促進
4. 生涯学習の推進	(1)生涯学習に関する相談・情報提供の充実 (2)施設等における各種講座等の実施 (3)自発的な学習活動・市民活動の支援

※重点施策に★をつけています。

第2章 基本目標② 安心して暮らせるしくみを強化する

1. 地域を支える体制の強化	(1)地域包括支援センターの適切な運営 ★(2)地域包括支援センターの機能強化
2. 認知症高齢者への支援	★(1)普及啓発・本人発信支援 (2)認知症の予防 ★(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援
3. 虐待防止・権利擁護等の推進	(1)高齢者虐待防止への取組の推進 (2)権利擁護事業の推進
4. 見守り合い、支え合える地域への取組	(1)見守り・支え合いの充実 (2)介護に取り組む家族等への支援 (3)防災・防犯対策の充実
5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進	★(1)在宅医療・介護連携の推進 (2)在宅療養、ACPの普及・啓発
6. 高齢者の住まいや移動手段の確保	(1)住まいの確保の支援 (2)情報提供の充実 (3)交通・移動手段の確保

※重点施策に★をつけています。

第3章 基本目標③ 必要な介護保険サービスを適切に利用できる

1. 介護保険サービス量等の推計	(1)介護保険サービスの範囲 (2)要介護・要支援認定者数の推計 (3)介護サービス・介護予防サービスの利用量及び給付費の見込み
2. 第9期介護保険料の設定	(1)介護保険料の設定
3. 介護サービス基盤の整備	(1)介護保険施設等の整備 ★(2)地域密着型サービスの整備
4. 介護保険事業の運営	(1)介護保険事業の円滑な運営のための機関 (2)介護保険サービス利用の促進 ★(3)介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保等 (4)介護保険事業所の災害・感染症への対応 ★(5)介護給付適正化の推進等 ★(6)介護保険料の収納率の向上

※重点施策に★をつけています。

●所得段階別第1号被保険者の保険料● 素案 P157

第1号被保険者の1人あたりの保険料(年額)は、所得状況により18段階の区分を設け、基準額を中心に0.45～3.75倍までの金額で設定します。1人あたりの保険料は現在試算中のため掲載していません。

★ポイント①所得水準に応じてきめ細かく18段階を設定し、低所得者に対する負担軽減を図っています。②非課税世帯(第1～第3段階)について、公費により負担軽減を図ります。③18段階の設定に伴い、対象者の合計所得金額の区分に一部見直しがあります。

段階	保険料率	対象者	1人あたりの保険料		
			現行	改定後	増加額
第1段階	基準額 ×0.45 (0.25)	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	28,000円 (15,600円)		
第2段階	基準額 ×0.60 (0.35)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	37,400円 (21,800円)		
第3段階	基準額 ×0.74 (0.69)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	46,100円 (43,000円)		
第4段階	基準額 ×0.85	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	53,000円		
第5段階 (基準額)	基準額 ×1.00	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える	62,400円		
第6段階	基準額 ×1.12	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	69,800円		
第7段階	基準額 ×1.28	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	79,800円		
第8段階	基準額 ×1.40	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	87,300円		
第9段階	基準額 ×1.65	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上410万円未満	102,900円		
第10段階	基準額 ×1.95	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上500万円未満	121,600円		
第11段階	基準額 ×2.25	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上590万円未満	140,400円		
第12段階	基準額 ×2.50	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上680万円未満	156,000円		
第13段階	基準額 ×2.60	本人が市民税課税で、合計所得金額が680万円以上800万円未満			
第14段階	基準額 ×2.75	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	171,600円		
第15段階	基準額 ×3.00	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	187,200円		
第16段階	基準額 ×3.25	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	202,800円		
第17段階	基準額 ×3.50	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	218,400円		
第18段階	基準額 ×3.75	本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上	234,000円		